

1 薬局の管理及び運営に関する事項

りんどう丹波島薬局の管理及び運営に関する事

許可の区分の別	薬局
薬局の名称・許可番号・許可年月日所在地・有効期間	りんどう丹波島薬局・第11-10163476号・平成25年12月10日 長野市丹波島二丁目10番12 有効期間：平成25年12月10日から平成31年12月9日まで
管理薬剤師氏名	菊野 能之
勤務する薬剤師（担当業務）	菊野 能之【 陳列・販売・保管・管理・相談 】
勤務する登録販売者（担当業務）	
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品
当薬局勤務者の区別について	薬剤師 名札に氏名及び「薬剤師」と記載 その他の勤務者 名札に氏名及び職名を記載
営業時間	薬 局：月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 土曜日 9時00分～13時00分 特定販売：月曜日～金曜日 10時00分～17時00分
相談時・緊急時の連絡先	026-285-9016（夜間転送）

2 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

お薬の販売方法について

分類と外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
一般用医薬品	第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師	
	指定第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第1類医薬品を除く） <b>注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください</b>	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	薬剤師 または 登録販売者	
	第2類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取る事ができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では情報提供を行いやすい場所に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供につとめます	
第3類医薬品					

指定第2類医薬品、一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項（カタログ上）

指定第2類医薬品のカタログ上の表示に関する解説及び禁忌の確認・専門家への相談を促す表示	カタログ上ではすべての指定第2類医薬品の商品名に【第2類医薬品】と併記してあります。禁忌事項を表記して確認できるようにしてあります。禁忌事項に該当する方は薬剤師に電話またはメールで相談していただくよう表記してあります。
一般用医薬品のカタログ上の表示に関する解説	カタログ上では第2類医薬品、第3類医薬品の商品名に【第2類医薬品】、【第3類医薬品】と併記してあります。

3 薬局の外観



4 一般用医薬品の陳列状況



5 医薬品の使用期限は1年以上

6 健康被害救済制度

薬を正しく使っても、副作用が起こることがあります。副作用などを完全に防ぐことは、難しいとされています。そんな時のために、「健康被害救済制度」があります。

7 副作用の救済制度


ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

**医薬品副作用被害救済制度**

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、発生した副作用により、入院が必要な程度の疾病や傷害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行い、迅速に救済するための公的な制度です。

対象となるのは、昭和55年5月1日以降に発生した副作用による健康被害です（ただし、医薬品の種類や使用方法等によっては、救済の対象とならない場合もあります）。



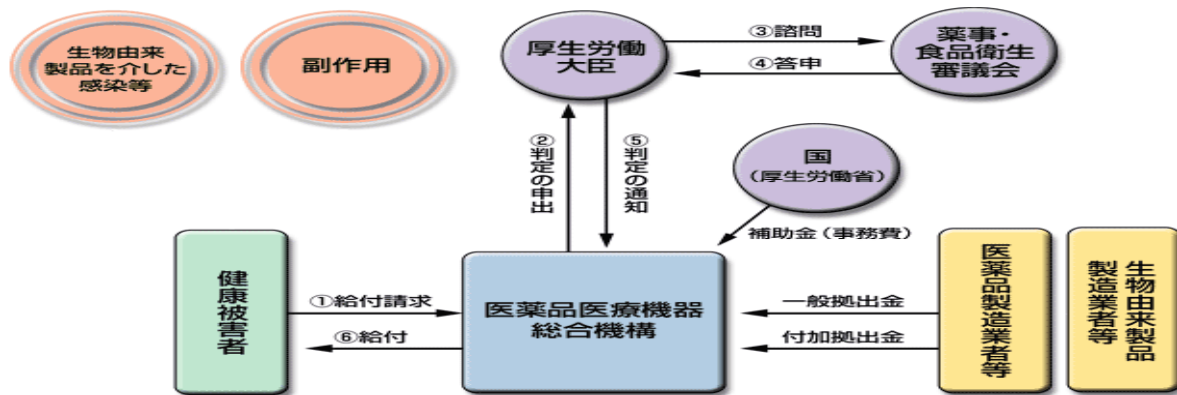
**生物由来製品感染等被害救済制度**

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染などにかかり、入院が必要な程度の疾病や傷害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行い、迅速に救済するための公的な制度です。

対象となるのは平成16年4月1日以降に発生した健康被害です。観戦後の発症予防のための治療や2次感染者なども救済の対象となります。

※生物由来製品とは、例えば輸血用血液製剤など人由来のものをはじめとして動物由来のものなどの医薬品、動物の心臓弁や人及び動物由来の成分を塗布したカテーテル類などさまざまなものがあります。

- 医療費等の給付の請求は、健康被害を受けた本人またはその遺族が、直接、医薬品医療機器総合機構に対しておこないます。その際に、医師の診断書や投薬証明書あるいは薬局などで医薬品を購入した場合は販売証明書、受信証明書が必要となります。
- 給付の種類に応じて請求の制限が定められています。
- 医薬品医療機器総合機構では、給付の請求があった健康被害について、その健康被害が医薬品の副作用などによるものかどうか、医薬品が適正に使用された厚生労働大臣は、医薬品医療機器総合機構からの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会に意見を聴いて判定されます。



健康被害救済制度についてのお問合せ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 電話0120-149-931（フリーダイヤル） ホームページ： <http://www.pmda.go.jp>

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針  
当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

- 当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。
- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
  - (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
  - (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
  - (4) 個人情報の適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
  - (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
  - (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
  - (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合